

喜多方市立塩川小学校 いじめ防止基本方針

I いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念
2. いじめの定義
3. いじめ防止のための組織
4. 年間計画

II いじめの未然防止

1. 基本的な考え方
2. いじめ防止のための措置

III いじめの早期発見

1. 基本的な考え方
2. いじめの早期発見のための措置

IV いじめ発生時の対応

- 1 組織対応フローチャート
- 2 具体的対応
- 3 関係機関との連携

平成31年2月改訂



喜多方市立塩川小学校

I いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

本校では、「自分をみがき、人とかかわりを大切にして、たくましく生き抜く児童の育成」を教育目標に掲げている。児童の健全な成長に向け、他とかかわりを重視する立場を重視し、いじめは重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうと絶対に許されるものではないという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に多大なる影響を及ぼすもので、まさに人権に関わる重大な問題である。

全教職員が、いじめることはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという毅然とした姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる事が大切である。そして、そのことがいじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さないという意識を児童自身にも育てることになる。

学校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にする精神を貫き、教職員自らが、児童一人一人を多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導することを基本とする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 具体的ないじめの態様

- ☐ 理由もなくいじわるなことをされる。
- ☐ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ☐ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ☐ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ☐ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ☐ 金品をたかられる。
- ☐ 金品等を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ☐ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(2) いじめに対する教員の基本認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすること

なく、いじめられた児童の立場に立つこと。たとはいじめられても、本人がそれを否定する場合もあることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止対策の組織を活用して行う。

さらに、いじめ防止基本方針にもとづく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、必要に応じて見直しを図る（PDCAを機能させる）。

＜いじめに対して教員がもつべき基本認識＞

- ☐ いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものであること。
- ☐ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないこと。
- ☐ いじめは大人が気づきにくい所で行われることが多く、発見しにくいこと。
- ☐ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っていること。
- ☐ いじめは、内容によって暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すること。
- ☐ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であること。
- ☐ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っていること。
- ☐ いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべきものであること。

3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称：「いじめ防止対策委員会」
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、主査
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- (3) 委員会の役割

- | | |
|-------------------|------------------|
| ①学校いじめ防止基本方針の策定 | ⑥年間計画進捗のチェック |
| ②いじめの未然防止 | ⑦各取り組みの有効性の検証 |
| ③いじめの対応 | ⑧学校いじめ防止基本方針の見直し |
| ④教職員の資質向上のための校内研修 | ⑨緊急対応 |
| ⑤年間計画の企画と実施 | |

(4) 運営

- ① 月1回の定期開催とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。
- ② いじめの疑いまたはいじめ事案発生の場合は、当該学級担任も出席する。
- ③ 対策委員会における協議内容は、速やかに全職員に周知を図る。
- ④ 保護者対象に、学期1回程度、いじめ防止に関する資料提供を行う。

4 年間計画

学期	月	場	内 容	対 象
1	4 月	職員会議	いじめ防止対策基本方針の確認	教職員
		全校保護者会	本校の「いじめ」に対する基本方針の説明	保護者
		児童会活動	みんなで遊ぼう集会	児 童
	6 月	アンケート①	いじめに関するアンケート、ＱＵテスト①	児 童
		定期個別相談①	何でも話そう週間①	児 童
		懇談会	人権擁護委員との懇談	管理職者
2	9 月	民生委員懇談会	要保護児童・保護者に関する情報共有	地区民生委員
	10 月	アンケート②	いじめに関するアンケート、ＱＵテスト②	児 童
		定期個別相談②	何でも話そう週間②	児 童
		児童会活動	ふれあい活動、ふれあい芋煮会	児 童
	11 月	総合的な学習	情報モラル教育	3～6年生
		人権教室	人権擁護委員による講話	5, 6年生
3	1 月	学級活動	自分のよさ・友達のよさ	3, 4年生
	2 月	定期個別相談③	何でも話そう週間③	児 童
その他	毎火曜	全校朝の会	校長による講話	児 童
	随時	道徳の授業	他人を尊重することをねらいとした道徳授業	児 童
	毎月	生徒指導協議会	各学年・学級の状況報告・情報共有	教職員
	随時	ＳＣ相談	スクールカウンセラーとの面談	児童・保護者
	毎月1日	児童会活動	児童会運営委員会によるあいさつ運動	児 童
	随時	ＳＣ相談	スクールカウンセラーからの報告	教 員

II いじめの未然防止

1 基本的考え方

いじめの未然防止にあたっては、人権に関する知的理解および人権感覚を育む学習活動を各教科、学年・学級活動、行事活動等それぞれの特質に応じ総合的に推進していく。

これらの活動を通して、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築けるようにしていく。そのために、全教職員は、目的意識を持って日々取り組み、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことを大切にしていく。

また、いじめ防止対策基本方針の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、PDCAサイクルを機能させ、改善を図りながら実効ある取り組みとする。

2 いじめの未然防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。

(2) 児童への啓発

児童に対して、全校集会や学年・学級活動などで、適宜いじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されることではない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。

(3) いじめをしない、させない資質・能力、態度の育成

人権教育・学校行事の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

① 自己肯定感・他者肯定感

② 社会性（きまりを守る態度、自律心）

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ 表現力、コミュニケーション能力

④ 役割取得能力（共感能力）

⑤ 情報モラル教育の推進

(4) 指導にあたって

○ わかる・できる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦り劣等感などを生まないように、生徒指導の機能を活かした授業づくりを行う。

○ 教育力のある学級集団づくり

学年・学級やクラブ活動等における人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを行う。

○ ソーシャルスキルトレーニングの実施

ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、ストレスに適切に対処できる力を育む。

○ 職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、児童によるいじめを助長したりする

ことのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(5) 未然防止にあたっての配慮

配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導をする。

- ① 発達障害を含む、障がいのある児童
- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなど、外国につながる児童
- ③ 性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童
- ④ 東日本大震災により被災した児童、また、原子力発電所事故により避難している児童

Ⅲ いじめの早期発見

1 基本的考え方

- いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。
- たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。
- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

2 いじめの早期発見のための措置

基本的には、子どもからの相談による発見を基本とする。そのための子どもと教師の信頼関係をしっかり構築する。

(1) 日常観察

休み時間や放課後の児童の様子に目を配る等して日々児童観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。

(2) いじめ調査等

定期的なアンケート調査やQUTテストの実施、定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

(3) 家庭との連携

家庭における保護者のいじめチェック等を活用し、家庭と連携して児童を見守り、健全な成長を支援していく。

(4) スポーツ少年団、児童クラブ等外部団体との連携

外部団体との連携を図り、学校以外の場での児童の様子について日常的な情報共有に努める。

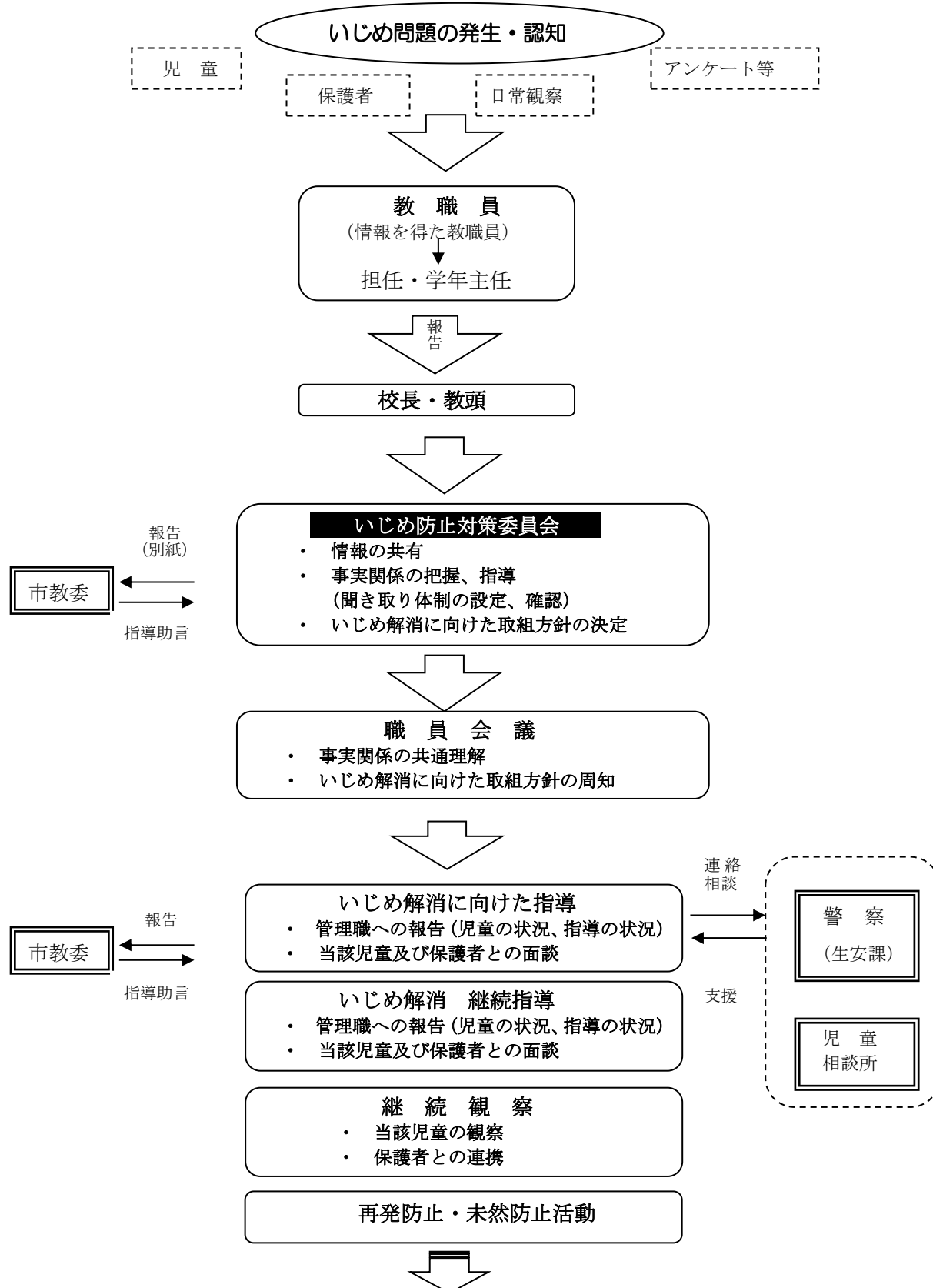
(5) いじめ相談体制（学校内外）とその周知

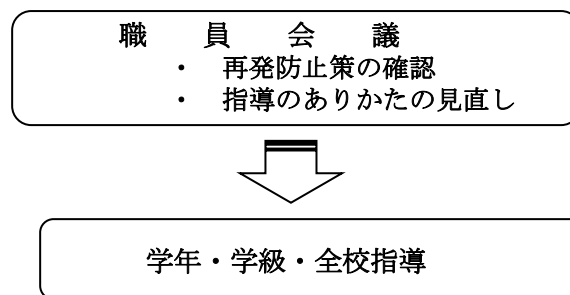
- 校内相談体制の整備 【窓口：担任、生徒指導主事、養護教諭等】
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- 県教委ダイヤル SOS （TEL 0120-45-3141）
- 「福島24時間いじめ SOS」 （TEL 0120-916-024）
- 「チャイルドライン」 （TEL 0120-99-7777）
- 県警察本部いじめ 110 番 （TEL 0120-795-110）
- 喜多方警察署 （TEL 0241-22-5111）
- 子どもの悩み相談フリーダイヤル（0120-7285-25）

IV いじめ発生時の対応

1 組織対応フローチャート

※ いじめ情報を抱え込み、組織に報告しないことは、法の規定に違反することである。





2 具体的対応

- いじめ事案を認知した場合、生徒指導主事を中心に、速やかに事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開き、以下のような対応を基本とし、個別事案に即した対応を迅速、的確に行っていく。
 - ・ いじめをやめさせる。
 - ・ 被害児童及びその保護者に対しては、面談を通して、「当該児童を絶対に守り切る」という学校の意味を伝えるとともに、以後の対応について十分説明をし了承を得る。
 - ・ 加害児童及びその保護者に対しては、いじめの非に気づかせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成する。
 - ・ 「観衆」「傍観者」の児童に対しては、教室全体にいじめを許容しない雰囲気をつくることの大切さを指導するとともに、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営に努める。
- 対応にあたって、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に市教育委員会並びに保護者に報告・連絡をすること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことに十分留意していく。
- いじめ終息の判断を安易にせず、当該児童・保護者の心情に寄り添いながら、継続して状況を観察し、指導に努める。
- いじめの解消は、「いじめの行為がやむ」「心身の苦痛を感じない」が要件となる。

3 関係機関との連携

※ 重大事態には、文部科学省において策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に留意する。

(1) 教育委員会との連携

- 学校において深刻ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官である喜多方市教育委員会に報告をし、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。
- 解決が困難な事案については、教育委員会の指導のもと、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

(2) 出席停止等の措置について

- 他の児童の心身の安全が保障されないなどの恐れがある場合については、いじめ対策生徒指導委員会で協議の上、校長が出席停止等の懲戒処分の措置をとる。

○ 出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からだけではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設ける事であることを本人並びにその保護者に十分説明し理解を得ていく。

○ いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守りぬく体制を継続してとっていく。

(3) 警察等との連携について

○ 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、喜多方市教育委員会の指導のもと、速やかに喜多方警察署や児童相談所等に相談し、連携しながら対応していく。

【取扱注意】

いじめに関する報告書

※ 各欄に必要事項を記入するとともに、選択事項は該当する□をチェックしてください。

園・学校名	喜多方市立		
幼児児童生徒	ふりがな 氏 名 年 組 (歳) 男 ・ 女		
いじめの内容	誰 から		
	いつ から		
	頻 度	☐ ほぼ毎日 ☐ 週2～3回 ☐ 時々 ☐ 1～2回 ☐ その他	
	どのように (複数回答可)	☐ 悪口・陰口・冷やかし・からかい・嫌なことを言う (「死ね」) ☐ 仲間はずれや集団による無視 ☐ 金品をたかられる ☐ 軽くぶつかる、遊ぶふりで叩く・蹴る ☐ ひどくぶついたり、叩かれたり、蹴られたりする ☐ 金品隠しや盗み ☐ 嫌なことや恥ずかしいこと危険なことをさせられる (ズボン下げ) ☐ パソコンや携帯での誹謗中傷・悪口 ☐ その他 ()	
いじめ発見の きっかけ (複数回答可)	☐ 担任の教師が発見 ☐ 他の教師からの情報 ☐ 部活動顧問からの情報 ☐ 養護教諭からの情報 ☐ スクールカウンセラー、相談員等からの情報 ☐ 保護者からの訴え ☐ いじめられた児童生徒からの訴え ☐ 他の生徒からの訴え ☐ 相談電話や関係機関等からの連絡 ☐ 全校的な実態調査から ☐ その他 ()		
学校のいじめ に対する取組 み (複数回答可) ※特に効果が あったものに は下線を引い てください。	☐ 職員会議を通じて共通理解を図った ☐ いじめに関する校内研修を行った。 ☐ 道徳や特別活動で指導した ☐ 児童会、生徒会等で児童生徒が主体的にいじめを考え、人間関係作りを促進した ☐ 児童・生徒の視野に立った聞き取りやアンケート調査を行い、実態を把握した ☐ スクールカウンセラー、SW、相談員、養護教諭等が相談にあたった ☐ 教育相談の体制を整備した ☐ ダイヤルSOSや福島いじめSOS24等相談窓口の周知と広報をした ☐ 学校のいじめ対応方針や指導計画等を保護者や地域住民に理解を図った ☐ 地域の関係機関と連携協力した対応を図った。 ☐ 席替えやグループ替え ☐ 学級編成替え ☐ 出席停止 ☐ 別室での学習 ☐ その他 ()		
いじめの解消	☐ 解消した ☐ 解消したが経過観察中 ☐ 解消していないが改善している ☐ 改善が見られない ☐ 再発した ☐ その他 ()		
被害幼児児童 生徒の現状	(通学状況・学習状況・心身状況 等)		
市教育委員会 へ希望する対 応 (複数回答可)	☐ スクールカウンセラーの派遣 ☐ SWの派遣 ☐ 学校教育相談員の派遣 ☐ ダイヤルSOSでの対応 ☐ 指導主事の派遣 ☐ その他 () ☐ 希望なし		
保護者の考え 要望等	(いじめの認識、学校の対応への理解、幼児児童生徒への関わり 等)		
そ の 他			